

事務所だより

大きく変わる 労働ルール

先月、「働き方改革法」が国会において可決成立しました。今後、数年をかけて長時間労働の是正や、パートタイマーの待遇改善などが実施されます。

◆有休ルールの改正

従来、年次有給休暇は労働者が自ら使用しない限り会社として実際に与える必要はなかったのですが、改正により年間5日は時季を指定して年次有給休暇を使用させなければならぬことになりました。



ただし、次の場合には有休を使用させる義務は生じません。

- ① 時間外労働の上限について、①月45時間、年360時間が原則ですが、②臨時的な特別の事情がある場合でも月100時間未満(休日労働含む)、年720時間が上限となる。

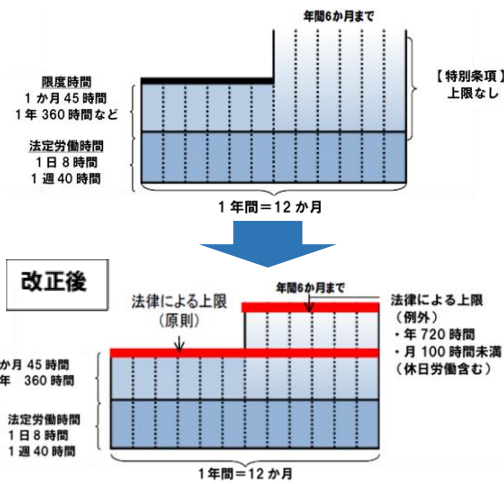
◆時間外労働の上限規制

この年次有給休暇ルールの改正は最短で来年4月から適用されることとなります。

②すでに労働者が自主的に使用しているか、計画的付与の実施により年次有給休暇を使用させている場合(使用分が5日に満たない場合はその差については使用させる義務が発生しません。)

この新基準の中小企業への適用時期は最短で2020年4月1日からとなります。例を挙げると、20年1月1日〜12月31日の期間で締結した労使協定で時間外労働を行っている場合は従来基準のままです。20年4月1日〜21年3月31日の労使協定は新基準となります。企業によっては業務体制の全般的な見直しを迫られるケースも出てくるので、今のうちに対策を講じておく必要があります。

りました。①は従来通りですが、②の上限規制が新たに加わります(右の図参照)



最低賃金 27円アップ!!!

平成30年度最低賃金の引上げ目安額が発表されました。大阪府は10月に27円引上げられ936円になる見通しです。最低賃金には、割増賃金、精皆勤・通勤・家族手当等は算入されません。これらを除いた額が最低賃金を上回る必要があります。最低賃金は、平成24年から6年間で136円引上げられることとなり、3年後には1,000円を上回ることが予想されます。

最低賃金には地域差があり、例えば奈良県では大阪府より125円安くなっています。1日7時間、月23日働くと20,125円の差が生まれます。



雑感

ある調査では、この夏の猛暑で仕事の能率も3割以上落ちるのだとか。



気温35度を超えると蝉や蚊さえも活動が鈍くなるそうです。水分補給は大切ですが、水だけを大量に摂取すると急激な発汗な

どで体内の塩分濃度が薄まり、「水中毒」というものを起こすそうです。最近では「経口補水液」というものが紹介されています。沸騰させた湯冷ましに砂糖小さじ6と塩小さじ半分を混ぜただけだそうです。吸収率は水の2.5倍。長期の保存は出来ませんがお試しください(大西)